

仲卸業務の認定等に関する要領（南港市場）

仲卸業務の認定、仲卸業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可、仲卸業者の相続の認可等については、大阪市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第25条から第31条までの規定並びに同南港市場施行規則（以下「規則」という。）第14条から第19条までの規定に基づくほか、その細目については、この要領の定めるところによるものとする。

第1 認定基準

条例第25条第4項第4号に規定する仲卸しの業務を適確に遂行することができる知識、経験又は資力信用を有する者の認定は、次の基準に適合するものとする。

1 法人（会社）の場合

- (1) 仲卸業務を執行する役員の中に、その法人のために常時売買に参加できる者（成人者で関係業務経験を2年以上有すること）がいること
- (2) 仲卸業務を執行する役員の中に、関係業務の経験を5年以上有する者がいること
- (3) 仲卸業務の認定申請する法人の代表者が、卸売市場法、条例等の関係法令を理解できていること
- (4) 資本金又は出資金が300万円以上であり、かつ資産内容が良好と認められること
- (5) 本市又は市場関係事業者に対し、著しく遅延した支払債務がないこと
- (6) 通常の取引単位で継続して取引ができること

2 個人の場合

- (1) 成年者で関係業務の経験を5年以上有すること
- (2) 仲卸業務の資金が200万円以上を有し、かつ資産内容が良好と認められること
- (3) 法人の場合の(3)の「法人の代表者」を「本人」と読み替えて準用する
- (4) 法人の場合の(5)、(6)に準ずる
- (5) 常時売買に参加する者を届け出る場合、その資格は、法人の場合の(1)に準ずる

第2 申請書の添付書類

1 法人の場合

規則第14条第2項第9号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 役員の写真（正面半身、脱帽のもの）
- (2) 法人市町村民税の納税証明書
- (3) 出資額を記入した役員名簿
- (4) 事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割に係る認可申請の場合にあっては、それに係る契約書の写し及び公正取引委員会に届出の必要がある場合には、その届

出受理書の写し

- (5) その法人のために常時売買に参加する者については、常時売買に参加する者の届出書と住所、氏名及び生年月日を証する書類、他の仲卸業者等及びそれらの者の役員若しくは使用人でない旨の誓約書及び写真（正面半身、脱帽のもの）2枚

2 個人の場合

規則第14条第3項第6号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 写真（正面半身、脱帽のもの）
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 個人市町村民税の納税証明書
- (4) 事業の譲渡及び譲受けに係る認可申請の場合にあっては、それに係る契約書の写し
- (5) 相続に係る認可申請の場合にあっては、申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し
- (6) 常時売買に参加する者については、法人の場合の（5）に準ずる。

第3 事前審査

仲卸業務の認定、仲卸業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可、仲卸業者の相続の認可を受けようとする場合は、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出して事前審査を受けなければならない。

1 法人の場合

- (1) 規則第14条第2項第2号、第5号、第6号、第7号に掲げる書類
- (2) 事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割に係る場合にあっては、当該契約に関する書面
- (3) 法人市町村民税の納税証明書

2 個人の場合

- (1) 規則第14条第3項第2号から第4号に掲げる書類
- (2) 事業の譲渡及び譲受け又は相続に係る場合にあっては、当該契約に関する書面又は第2-2-（5）に掲げる書面
- (3) 個人市町村民税の納税証明書

第4 売買参加章の交付等

（1）交付数

南港市場長は、仲卸業者に対し規則第15条第1項の規定により原則として売買参加章を2枚以内交付する。

(2) 返還

次の各号のいずれかに該当することとなったときは、仲卸業者又はその相続人若しくは清算人は、売買参加章を直ちに返還しなければならない。

- ア 仲卸しの業務を廃止したとき
- イ 法人仲卸業者が解散したとき
- ウ 個人仲卸業者が死亡したとき
- エ 仲卸業務の認定の取消し処分を受けたとき
- オ 売買参加章を他人に使用させたとき又は本市が必要と認めて返還を命じたとき

第5 業務の廃止の届出

仲卸業務の廃止をしようとする場合は、業務廃止届及び次の書類を添付しなければならない。

1 法人の場合

業務の廃止に係る法人の意思決定を証する書類の写し又はこれに代わる書類

2 個人の場合

本人確認書類の写し

第6 役員の変更等

1 名称変更等の届出書には、登記事項証明書、当該届出に係る役員の住所、氏名及び生年月日を証する書類、履歴書、誓約書及び写真（正面半身、脱帽のもの）を添付しなければならない。

2 個人事業者の氏名又は住所の変更の届出書には、住民票を添付しなければならない。

第7 標準様式

規則第14条及び第16条から第19条並びに本要領において定める所定の様式及び添付書類等の標準様式を示すと次のとおりである。

- (1) 仲卸業務認定申請書（別記様式第1）
- (2) 譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第2）
- (3) 合併認可申請書（別記様式第3）
- (4) 分割認可申請書（別記様式第4）
- (5) 相続認可申請書（別記様式第5）
- (6) 誓約書（別記様式第6）
- (7) 事業計画書（別記様式第7）
- (8) 資産調書（別記様式第8）
- (9) 常時売買に参加する者の届出書（別記様式第9）
- (10) 事業報告書（別記様式第10）

(11) 名称変更等の届出書（別記様式第11）

附 則

この要領は、平成7年1月31日より実施する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日より実施する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日より実施する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から実施する。

仲卸業務認定申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所
〔 法人にあっては
主たる事務所の
所 在 地〕
氏 名
〔 法人にあっては
その名称及び代
表者の氏名〕

大阪市中央卸売市場業務条例第25条第1項の規定により、仲卸業務の認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	円		
役員の氏名			
仲卸業務を行う市場 及び取扱品目の部類	大阪市中央卸売市場南港市場 食肉部		
取扱品目			

注 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。

譲渡及び譲受け認可申請書

年 月 日

大阪市長 様

譲渡人住所

〔法人にあっては
主たる事務所の
所在地〕

氏名

〔法人にあっては
その名称及び代
表者の氏名〕

譲受人住所

〔法人にあっては
主たる事務所の
所在地〕

氏名

〔法人にあっては
その名称及び代
表者の氏名〕

大阪市中央卸売市場業務条例第26条第1項の規定により、仲卸業者の事業の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

譲渡する事業に係る市場及び 取扱品目 の 部 類	大阪市中央卸売市場南港市場 食肉部
取扱品目	
譲渡及び譲受けの予定 年 月 日	年 月 日
譲渡及び譲受けを必要とする理由	

合併認可申請書

年 月 日

大阪市長様

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

大阪市中央卸売市場業務条例第26条第2項の規定により、仲卸業者の事業の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び主たる事務所の所在地	
引き続き営もうとする仲卸業務に係る市場及び取扱品目別の部類	大阪市中央卸売市場南港市場 食肉部
合併の方法及び条件	
合併の予定年月日	年 月 日
合併を必要とする理由	

分 割 認 可 申 請 書

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所
の 所 在 地

名称及び代表
者 の 氏 名

大阪市中央卸売市場業務条例第26条第2項の規定により、仲卸業者の事業の分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

分割により市場における 仲卸しの業務を承継 する法人の名称及び主 たる事務所の所在地	
分割により承継させる 仲卸しの業務に係る市 場及び取扱品目の部類	大阪市中央卸売市場南港市場 食肉部
取 扱 品 目	
分割の方法及び条件	
分割の予定年月日	年 月 日
分割を必要とする理由	

相続認可申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所

氏 名

被相続人との続柄

大阪市中央卸売市場業務条例第27条第1項の規定により、仲卸業務の相続の認可を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

被相続人氏名	
被相続人住所	
相続開始年月日	年 月 日
仲卸業務の開始の予定年月日	年 月 日
引き継ぎ営もうとする仲卸業務に係る市場及び取扱品目の部類	大阪市中央卸売市場南港市場 食肉部
取扱品目	

誓 約 書

年 月 日

大阪市長 様

住 所
〔法人にあっては主たる
事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあってはその名
称及び代表者の氏名〕

私は、このたび大阪市中央卸売市場南港市場食肉部の仲卸業務の

〔認 定
譲渡及び譲受けの認可
合 併の認可
分 割の認可
相 続の認可
常時売買に参加する者〕を申請しましたが、大阪市中央卸売市場業務条例

第〇条第〇項第〇号に該当しないこと（又は、他の仲卸業者等及びそれらの者の役員
若しくは使用人でないこと）を誓約します。

事業計画書

(年 月 ~ 年 月)

年 月 日

住 所

(法人にあっては主たる)
事務所の所在地

氏 名

(法人にあってはその名)
称及び代表者の氏名

事業年度	當年	翌年度
売上金額	千円	千円
牛 肉		
豚 肉		
牛 内 臓		
豚 内 臓		
仕入金額	千円	千円
牛 肉		
豚 肉		
牛 内 臓		
豚 内 臓		
売上利益	千円	千円
販売費等営業費用	千円	千円
純利益	千円	千円

平均1日当たり仕入数

牛枝肉 頭

牛部分肉 kg

豚枝肉 頭

豚部分肉 kg

別記様式第8 (A 4)

資 産 調 書

年 月 日現在

氏 名

資 産		負 債	
科 目	金額(千円)	科 目	金額(千円)
預 金		買 掛 金	
売 掛 金		借 入 金	
商 品		未 払 金	
未 収 金			
建 物			
車両・運搬具			
造作・什器			
土 地			
有 価 証 券			
出 資 金			
合 計		合 計	

注 預金については預け先の預金残高証明書を添付のこと

常時売買に参加する者の届出書

年 月 日

大阪市長 様

大阪市中央卸売市場南港市場食肉部
仲卸業者氏名

常時売買に参加する者について、次のとおり届け出ます。

常時売買に 参加する者	氏 名	経験年数

事 業 報 告 書

(年 月 日
年 月 日)

大阪市長様

大阪市中央卸売市場南港市場食肉部仲卸業者
氏名

(法人にあつてはその名
称及び代表者の氏名)

大阪市中央卸売市場業務条例第31条及び同南港市場施行規則第19条の規定により事業報告書を提出します。(さらに、同南港市場施行規則第19条第2項の規定により、株主又は出資者の名簿を添付します。

【業務の概要】

1 主たる取扱品目

牛 豚

2 従業員の状況

____名

3 仕入れの状況

総仕入額

牛 _____万円、豚 _____万円、その他(鳥等) _____万円

合 計 _____万円

(内訳) 南港市場卸売業者からの仕入額をご記入ください。

牛 _____万円、豚 _____万円

その他の仕入額をご記入ください。

牛 _____万円、豚 _____万円

4 配達の状況(割合)

配達方法	自社車両で 配 送	運送業者 利 用	取引先が引き 取 りに来る	その他(共 同配達等)	合 計
割 合	%	%	%	%	100%

5 売上の状況を品目別、搬出地域別 (牛・豚のみ)

(牛)

業態 / 搬出先	大阪市内の店舗					
一般小売店	万円		万円		万円	
代金回収日数	平均	日	平均	日	平均	日
大規模小売店	万円		万円		万円	
代金回収日数	平均	日	平均	日	平均	日
加工・給食業者	万円		万円		万円	
代金回収日数	平均	日	平均	日	平均	日
その他	万円		万円		万円	
代金回収日数	平均	日	平均	日	平均	日

(豚)

業態 / 搬出先	大阪市内の店舗					
一般小売店	万円		万円		万円	
代金回収日数	平均	日	平均	日	平均	日
大規模小売店	万円		万円		万円	
代金回収日数	平均	日	平均	日	平均	日
加工・給食業者	万円		万円		万円	
代金回収日数	平均	日	平均	日	平均	日
その他	万円		万円		万円	
代金回収日数	平均	日	平均	日	平均	日

6 売上の合計額を品目別

牛	豚	その他(鳥等)	合 計
万円	万円	万円	万円

【財務の状況】

7 以下の決算書を提出します。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・販管費明細書

別記様式第 11 (A 4)

名称変更等の届出書

年 月 日

大阪市長様

住 所
〔 法人にあっては
主たる事務所の所在地 〕
商号又は名称
氏 名
〔 法人にあってはその名称
及び代表者の氏名 〕

次の事項について変更があるので、大阪市中央卸売市場業務条例第 28 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項	変更内容	変更年月日
住 所 〔 法人にあっては 主たる事務所の所在地 〕 商号又は名称 氏 名 〔 法人にあってはその名称 及び代表者の氏名 〕 役員の変更	新 旧	

(記載上の注意)

- 変更内容の欄は、役員変更については、氏名、役職（代表取締役・取締役・監査役）及び就任・退任の別について記載すること。
- 変更年月日は、その事実が発生した年月日を記載すること。

(添付書類)

- 役員の変更に係る場合は、登記事項証明書及び当該届出に係る役員の住所、氏名及び生年月日を証する書類、履歴書、誓約書及び写真（正面半身、脱帽のもの）を添付すること。
- 個人事業者の氏名又は住所の変更の場合は、住民票を添付すること。